

電源開発株式会社「(仮称)高知県国見山周辺における風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見について

平成31年4月4日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)高知県国見山周辺における風力発電事業計画段階環境配慮書」について、電源開発株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所： 高知県南国市、香美市、土佐郡土佐町、長岡郡本山町及び大豊町
- ・原動力の種類： 風力(陸上)
- ・出力： 最大94,600kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成31年 1月 8日
環境大臣意見受理	平成31年 3月26日
経済産業大臣意見	平成31年 4月 4日

問合せ先:電力安全課 高須賀、松橋、須之内
電話03-3501-1742(直通)

電源開発株式会社「(仮称)高知県国見山周辺における風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討においては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。また、保安林等については、関係機関と協議・調整した上で、改変する範囲を最小限にすること。

(2) 事業計画の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、クマタカの生息が確認されているほか、サシバ等の主要な渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 景観に対する影響

事業実施想定区域は、山稜線から望む太平洋や四国連峰の展望景観に優れた工石山陣ヶ森県立自然公園と隣接しており、当該県立自然公園には「笹ヶ峰」等の主要な眺望点及び歩道、園地等が利用施設計画として位置づけられていることから、本事業の実施により、これら眺望点からの眺望景観や利用施設への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点及び利用施設からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、県立自然公園等の管理者、利用者、地域住民及び関係地方公共団体等の意見を踏まえること。

(3) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域には、その一部が参勤交代の道として知られている「国見山登山道」が存在しており、直接改変による影響のほか、供用時の騒音、風車の影及び景観変化等による当該人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の状態及び利用の状況に関する調査並びに予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。当該人と自然との触れ合いの活動の場への影響に関する調査及びこれに係る環境保全措置の検討に当たっては、それらの管理者、利用者、地域住民及び関係地方公共団体等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。